

別表 汚染井戸周辺地区調査に係る発動基準、及び地下水質の測定方法等

## 1 発動基準

(単位：mg/L)

区分 項目名	発動基準*	(1)地下水の環境基準		(2)水道水の水質基準	
		定量下限値	環境基準	定量下限値	水質基準
カドミウム	0.0015	0.0003	0.003 以下	0.0003	0.003 以下
全シアン	検出	0.1	検出されないこと	---	---
シアン**	0.005	---	---	0.001	0.01 以下
鉛	0.005	0.005	0.01 以下	0.001	0.01 以下
六価クロム	0.01	0.01	0.02 以下	0.005	0.02 以下
砒素	0.005	0.005	0.01 以下	0.001	0.01 以下
総水銀	0.0005***	0.0005	0.0005 以下	0.00005	0.0005 以下
アルキル水銀	検出	0.0005	検出されないこと	---	---
PCB	検出	0.0005	検出されないこと	---	---
ジクロロメタン	0.004	0.002	0.02 以下	0.002	0.02 以下
四塩化炭素	0.0004	0.0002	0.002 以下	0.0002	0.002 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.0004	0.0002	0.002 以下	---	---
1,2-ジクロロエタン	0.0008	0.0004	0.004 以下	---	---
1,1-ジクロロエチレン	0.02	0.002	0.1 以下	---	---
1,2-ジクロロエチレン (シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン)	0.008	0.004	0.04 以下	0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	0.2	0.0005	1 以下	---	---
1,1,2-トリクロロエタン	0.0012	0.0006	0.006 以下	---	---
トリクロロエチレン	0.002	0.001	0.01 以下	0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	0.002	0.0005	0.01 以下	0.001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.0004	0.0002	0.002 以下	---	---
チウラム	0.0012	0.0006	0.006 以下	---	---
シマジン	0.0006	0.0003	0.003 以下	---	---
チオベンカルブ	0.004	0.002	0.02 以下	---	---
ベンゼン	0.002	0.001	0.01 以下	0.001	0.01 以下
セレン	0.005	0.002	0.01 以下	0.001	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.08	10 以下	1	10 以下
ふっ素	0.4	0.08	0.8 以下	0.08	0.8 以下
ほう素	0.5	0.02	1 以下	0.1	1 以下
1,4-ジオキサン	0.01	0.005	0.05 以下	0.005	0.05 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005	---	---	0.000005	0.00005 以下

\* : 発動基準は、「大阪府地下水質保全対策要領」で定められているもの。

\*\* : シアンとは、シアン化物イオン及び塩化シアンのことをいう。

\*\*\* : 厚生労働省告示261号に定める方法で測定した場合は、0.00025とする。

## 2 測定方法

(1) 地下水の環境基準項目に係るものにあつては、平成9年3月13日付け環境庁告示第10号の別表の測定方法の欄に掲げる方法

(2) 水道水の水質基準項目に係るものにあつては、平成15年7月22日付け厚生労働省告示第261号に定める方法

(3)PFOS及びPFOAにかかる飲用以外の水質測定にあつては、令和2年5月28日付け環水大水発第2005281号及び環水大土発第2005282号環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」付表1に定める方法